

## 岸和田市都市景観賞選考委員会要領

### (目的)

第1条 この要領は、岸和田市都市景観表彰実施要綱第10条から13条の規定に基づき、岸和田市都市景観賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

第2条 選考委員会は6名で組織し、別表のとおり構成する。

第3条 選考委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、市長がこれを任命する。

2 委員長は、選考委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第4条 選考委員会の事務局は都市整備部都市計画課におく。

### (任務)

第5条 選考委員会は市長の求めに応じ、対象物件の中から表彰候補者を選定し、市長に推薦、報告

することを任務とする。

### (所掌事項)

第6条 選考委員会は前条の任務を遂行するため、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 一般公募部門の募集方法の検討
- (2) 審査基準及び選考方法の検討
- (3) 調査及び選考
- (4) 市長への選考結果の報告及び表彰候補者の推薦
- (5) その他選考に関すること

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この要領は平成18年6月13日から施行する。

#### (要領の失効)

- 1 この要領は平成19年3月31日限り、その効力を失う。

(別表) 岸和田市都市景観賞選考委員会

	岸和田市都市景観審議会 委員	田 啓子
	岸和田市都市景観審議会 委員	中川 登史宏
	岸和田市環境デザイン委員会 委員	夏原 晃子
委員長	岸和田市環境デザイン委員会 委員長	久 隆浩
副委員長	岸和田市環境デザイン委員会及び都市景観審議会 委員	松村 暢彦
	岸和田市都市景観審議会 委員	山内 靖朗

## 選考基準について

### ●評価基準

- ◎地域特性・・・自然特性、社会歴史特性、ふるさと性に配慮されているか。
- ◎まちなみ特性・・・まちなみの連続性等景観上の配慮がなされているか。
- ◎建築特性・・・機能性、視覚性、環境性に配慮されているか。

【参照】景観形成ガイドラインⅠ「大規模建築物等の誘導基準」

### ●採点の指標

#### 【大規模建築物等届出部門】

- ◆敷地活用・・・建築物等の配置、ボリューム、空間確保など配慮されているか。
- ◆建築物等のデザイン・・・意匠、材質、色彩等において配慮されているか。
- ◆外構等のデザイン・・・敷地の緑化や機能性（駐車場等）に配慮されているか。
- ◆維持管理・・・適切な維持管理がなされているか。
- ◆景観助言の対応・・・助言した事項について配慮されているか。

#### 【一般公募部門】

- ◆敷地活用・・・建築物等の配置、ボリューム、空間確保など配慮されているか。
- ◆建築物等のデザイン・・・意匠、材質、色彩等において配慮されているか。
- ◆外構等のデザイン・・・敷地の緑化や機能性（駐車場等）に配慮されているか。
- ◆維持管理・・・適切な維持管理がなされているか。
- ◆景観形成への積極性・・・周辺の景観形成に寄与するような積極的な姿勢がうかがえるか。